

災害共済給付制度の現状と課題

— 共済掛金における負担の在り方に着目して —

對馬 あきな

(行政監視委員会調査室)

はじめに

1. 災害共済給付制度の概要

- (1) 災害共済給付契約
- (2) 共済掛金の額
- (3) 災害共済給付の範囲と給付金額
- (4) 国の補助
- (5) 災害共済給付の財政状況

2. 災害共済給付制度のあゆみ

- (1) 災害共済給付制度が誕生するまで
- (2) 日本学校安全会法施行後の沿革

3. 近年の災害共済給付制度に関する指摘

- (1) 「災害共済給付事業の今後の在り方に関する検討会議」報告書
- (2) 総務省行政評価局調査における勧告
- (3) 会計検査院による指摘事項

4. 災害共済給付制度において検討すべき課題

- (1) 共済掛金における保護者負担額
- (2) 共済掛金における要保護児童生徒の設定

おわりに

はじめに

部活動中の怪我、保育活動中の交通事故など、学校¹における事故は後を絶たない。学校

¹ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条においては、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。）を「学校」と総称している。本稿では、「保育所等」を「学校」に含めている。

が安全対策を実施していたとしても、学校の活動における事故や怪我のリスクは常に存在している。そのようなリスクへの備えに寄与している制度に、災害共済給付制度がある。

本稿では、災害共済給付制度について、制度の概要や創設の経緯を整理し、近年における災害共済給付制度に関する指摘に触れた上で、共済掛金における負担の在り方を中心に今後の課題を提示する。

1. 災害共済給付制度の概要

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号。以下「センター法」という。）に基づいて実施している共済制度である。

学校の管理下における児童生徒²の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対する災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を実施するとともに、災害共済給付の実施によって得られた災害事故情報を整理・分析し、事故防止策の普及や安全教育の充実普及等を行う学校安全支援業務を一体的に行うことで、学校安全に役立てている。

災害共済給付制度への加入は任意であるが、小学校及び中学校では児童生徒の 99.9%が加入しているなど、学校教育の現場において身近な制度となっている（図表 1 参照）。

図表 1 平成 30 年度の加入状況

(単位：人)

		児童生徒数		未加入者数	加入率
		加入者数	(要保護児童生徒)		
小学校	6,494,115	6,487,325	69,996	6,790	99.9%
中学校	3,309,312	3,305,406	44,820	3,906	99.9%
高等学校・高等専修学校	3,543,374	3,462,169		81,205	97.7%
高等専門学校	57,467	57,100		367	99.4%
幼稚園	1,209,324	966,359		242,965	79.9%
幼保連携型認定こども園	603,954	511,034		92,920	84.6%
保育所等	2,190,963	1,814,020	16,857	376,943	82.8%
計	17,408,509	16,603,413	131,673	805,096	95.4%

(注) 「要保護児童生徒」の人数は加入者数の内数であり、計以外は出所に基づいた筆者の計算による。
 (出所) 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部『平成 30 年度(2018 年度)災害共済給付状況』を基に作成

(1) 災害共済給付契約

災害共済給付制度は、センターが、学校の管理下における児童生徒の災害につき、当該児童生徒の保護者³に対し、災害共済給付を行う制度である。

災害共済給付を受けるためには、センターと学校の設置者⁴との間で災害共済給付契約を

² 幼児を含む。

³ 学校教育法第 16 条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親又は生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者。

⁴ 国立学校の場合は国立学校法人等、公立学校の場合は都道府県又は市町村、私立学校の場合は学校法人等。

締結する必要がある。学校の設置者は、学校を通じて保護者に加入の同意⁵を確認した上で、各学校の加入者数を確認し、名簿更新書及び共済掛金支払明細書を作成することとされている。そして、災害共済給付制度の運営に要する経費は、国、学校の設置者及び保護者の三者によって負担することとなっており、学校の設置者は、毎年度、加入する児童生徒の掛金を取りまとめ、5月31日までに一括して共済掛金をセンターに支払うこととされている⁶。

(2) 共済掛金の額

共済掛金の額は政令で定めることとされており⁷、センター法施行令（以下「施行令」という。）にその定めがある。例えば、図表2のとおり、令和元年度における義務教育諸学校に所属する児童生徒の1人当たりの額（年額）は920円となっている。

図表2 共済掛金の額（令和元年度（年額））

（単位：円）

学校種別		一般児童生徒の 共済掛金の額	要保護児童生徒の 共済掛金の額	学校の設置者が保 護者から徴収する 額の範囲
義務教育諸学校		920 (460)	40 (20)	4～6割
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)	—	6～9割
	定時制 夜間等学科	980 (490)	—	
	通信制 通信制学科	280 (140)	—	
高等専門学校		1,930 (965)	—	
幼稚園		270 (135)	—	
幼保連携型認定こども園		270 (135)	—	
保育所等		350 (175)	40 (20)	

（注）「—」については、制度上、要保護児童生徒が義務教育諸学校と保育所等の児童生徒に限られているため、額の設定がないことを意味する。

（注）括弧内については、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（昭和46年法律第129号）における本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図るという趣旨のもと、沖縄県における共済掛金の額が別に定められている（「沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」（昭和47年政令第106号）第27条の規定に基づく「沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成29年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示」（平成31年文部科学省告示第78号）による。）。

（出所）独立行政法人日本スポーツ振興センター『令和元年度学校安全・災害共済給付ガイド』を基に作成

一方、生活保護受給世帯に属する要保護児童生徒⁸にあつては40円と規定されている。

⁵ 保護者の同意を得る方法は規定されていない。センターは、「加入同意書参考例」を作成し、公開している（独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ「保護者の同意」〈<https://www.jpnsport.go.jp/anken/saigai/seido/tabid/94/Default.aspx>〉（令元.11.28 最終アクセス。以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも同じ。））。

⁶ 期限内に支払われた場合は、その年度の4月1日以降に発生した災害が給付の対象となる。期限後に支払われた場合は、その年度の支払日以降に発生した災害が給付の対象となる。（独立行政法人日本スポーツ振興センター『令和元年度学校安全・災害共済給付ガイド』）

⁷ センター法第17条第1項

⁸ 施行令第3条第6項、施行令附則第5条第1項

要保護児童生徒とは、生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒を指す。要保護児童生徒については、生活保護法による医療扶助を受けられることから、災害共済給付では医療費の支給は行わず、障害見舞金又は死亡見舞金の支給のみが行われる。このため、一般児童生徒とは別に共済掛金の額が定められている。

学校の設置者は、「政令で定める範囲」内で保護者から共済掛金の額（以下、保護者が負担する額として学校の設置者が設定した額を「保護者負担額」という。）を徴収する。また、保護者が経済的理由によって保護者負担額を納付することが困難である場合には徴収しないことができる⁹。そして、「政令で定める範囲」については、学校の区分に応じ、義務教育諸学校については10分の4～6、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校及び保育所等は10分の6～9とされており¹⁰、共済掛金のうち保護者負担額を除いた分は学校の設置者が負担する。

なお、共済掛金の額は、医療費の支給期間の延長や障害・死亡見舞金額の改定などに合わせて、これまで12回改定されてきている¹¹。

（3）災害共済給付の範囲と給付金額

災害共済給付には、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給がある（図表3参照）。

このうち医療費¹²は、その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、健康保険や国民健康保険等の医療保険の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象としている。その療養の費用の額は医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定され、初診から治癒までの総額が5,000円以上のものが対象となる。

例えば、学校内で手を怪我して治療を受けた際の療養に要する費用の総額が10,000円であった場合には、センターからは、10,000円の4割である4,000円が医療費として給付されることになる。これは、センターが原則として国民健康保険を基準としており、国民健康保険の被保険者の負担割合3割に、療養に伴って要する費用として1割を加算して給付を行うこととしているためである¹³。ただし、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による給付（医療費助成制度等）を受けた時は、その受けた限度において給付を行わないため¹⁴、例えば地方公共団体が実施する医療費助成制度を利用して窓口負担がない場合には、原則として療養に要する費用の総額の1割である1,000円が支給される¹⁵。

⁹ センター法第17条第4項

¹⁰ 施行令第10条、施行令附則第5条第2項

¹¹ 昭和38年、昭和41年、昭和44年、昭和47年、昭和52年、昭和53年、昭和55年、昭和63年、平成8年、平成11年、平成17年、平成31年（独立行政法人日本スポーツ振興センター『令和元年度学校安全・災害共済給付ガイド』）。

¹² 療養に要する費用の総額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額となる。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額となる。

¹³ 独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ「給付金（医療費）の計算方法」〈<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/789/Default.aspx>〉参照。

¹⁴ 施行令第3条第4項

¹⁵ 独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ「よくあるご質問（災害共済給付関係）」〈<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/789/Default.aspx>〉参照。

「学校の管理下」については、学校が編成した教育課程に基づく授業中¹⁶のほか、学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合¹⁷、休憩時間中¹⁸、通学・通園中等が含まれる。また、同一の負傷又は疾病に関しては医療費の支給開始後 10 年を経過した時以降、災害共済給付（障害見舞金の支給を除く。）は行われず、災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間請求が行われなるときは時効により消滅する¹⁹。

図表 3 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの（注 1）	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（注 2）	障害見舞金 88 万円～4,000 万円（注 3）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円（注 4）
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 1,500 万円（注 5）
	運動などの行為と関連のない突然死	

（注）いずれも平成 31 年 4 月 1 日以降に生じた障害・死亡に係る障害見舞金額・死亡見舞金額である。
（注 1）学校給食等による中毒、ガス等による中毒、熱中症、溺水、異物の嚥下又は迷入による疾病、漆等による皮膚炎、外部衝撃等による疾病、負傷による疾病
（注 2）程度により第 1 級から第 14 級に区分される。第 1 級がもっとも重い障害である。
（注 3）第 1 級の障害は 4,000 万円。通学（園）中の災害の場合は、44 万円～2,000 万円。
（注 4）通学（園）中の災害の場合は、1,500 万円。
（注 5）通学（園）中の災害の場合も同様。
（出所）独立行政法人日本スポーツ振興センター『令和元年度学校安全・災害共済給付ガイド』を基に作成

上記のほか、センターは、災害共済給付の附帯業務として、供花料²⁰、へき地学校の児童生徒に対する通院費²¹、東日本大震災特別弔慰金²²の支給をそれぞれ行っている。

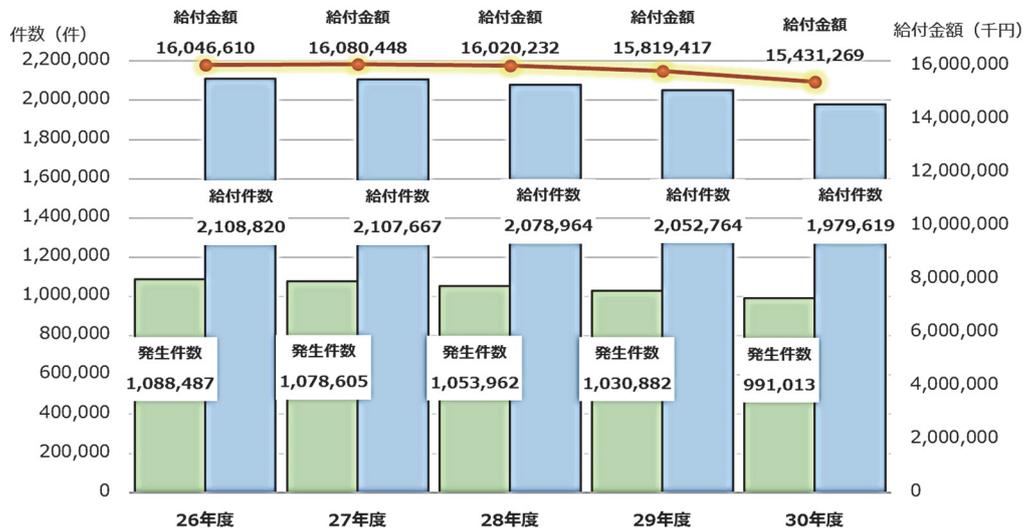
なお、平成 30 年度の医療費（負傷・疾病）の実績を見ると（図表 4 参照）、負傷・疾病

w. jpnsport. go. jp/anzen/saigai/qa/tabid/1900/Default. aspx#3>参照。

¹⁶ 各教科、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）等
¹⁷ 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等
¹⁸ 始業前、業間休み、昼休み、放課後等
¹⁹ センター法第 32 条、施行令第 3 条第 2 項。なお、災害共済給付制度に加入していたにもかかわらず、生徒の通う学校において災害共済給付金の請求を怠ったため、時効によって受給権を失った例が生じている（『朝日新聞』（平 22. 6. 15））。
²⁰ 学校の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対して現金給付として 17 万円を支給するもの。
²¹ へき地にある義務教育諸学校の管理下における児童生徒の災害に対し、通院日数に応じ、1 日当たり定額 1,000 円を支給するもの。
²² 東日本大震災に起因する学校の管理下における死亡に対し、現金給付として特別弔慰金を 500 万円支給（東日本大震災に起因する災害については災害共済給付制度に基づく給付は行わない。）するもの。

の発生件数²³は約 99 万件、医療費の給付件数²⁴は約 198 万件、医療費の給付金額は約 154 億円であり、直近 5 か年度においてはほぼ横ばいとなっている。

図表 4 直近 5 か年度の災害共済給付における医療費の状況



(出所) 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部『災害共済給付状況』(平成 26 年度～30 年度)を基に作成

災害の発生は、小学校では休憩時間中が半数近くを占めるのに対し、中学校、高等学校等では部活動中が半数を超えている。また、死亡事故は突然死が全体の約 34%を占めている²⁵。

(4) 国の補助

国は、学校教育の円滑な実施を図ることを目的として、災害共済給付補助金を予算の範囲内でセンターに交付している。災害共済給付補助金は、「災害共済給付補助」及び「要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助(以下「充当補助」という。)」として交付されており、その執行額は、平成 30 年度では約 21 億円である²⁶。

災害共済給付補助は、国が災害共済給付に要する経費の一部を補助するものであり²⁷、学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているときや部活動等における教育活動中の災害²⁸が対象となる。なお、災害共済給付補助の額は、義務教育諸学校が 3 分の 1 に相当する

²³ 発生件数は当該年度中に最初の医療費の給付を行った災害の件数であり、当該年度中に発生した災害の件数とは若干異なる(独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部『平成 30 年度(2018 年度)災害共済給付状況』3 頁)。

²⁴ 同一の負傷又は疾病に関する医療費の支給は、初診から最長 10 年間とされているため(独立行政法人日本スポーツ振興センター『令和元年度学校安全・災害共済給付ガイド』5 頁)、発生件数とは乖離がある。

²⁵ 独立行政法人日本スポーツ振興センター『学校の管理下の災害[令和元年版]』14 頁、138 頁

²⁶ 独立行政法人日本スポーツ振興センター『決算報告書』「災害共済給付勘定」(平成 30 年度)

²⁷ センター法第 29 条第 1 項

²⁸ 施行令第 5 条第 2 項第 1 号、第 2 号

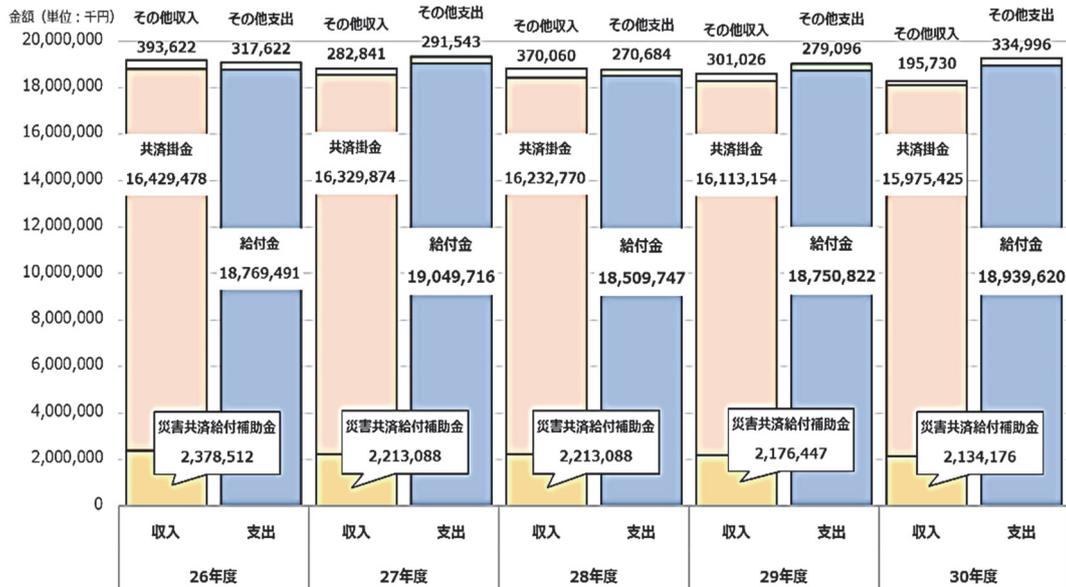
額、それ以外は文部科学大臣の定める額とされている²⁹。

充当補助については、公立の義務教育諸学校の設置者（以下「公立学校設置者」という。）が、経済的理由によって保護者負担額を納付することが困難であると認められる要保護者又は準要保護者³⁰から保護者負担額を徴収しないこととした場合に、当該徴収しないこととした額（以下「免除額」という。）を補助対象経費として、国がセンターに補助するものである³¹。そして、センターが充当補助として補助金の交付を受けた場合には、公立学校設置者は保護者負担額と自らの負担額とを合わせた額を一括してセンターに支払う際に、免除額に係る補助金相当額を控除した額を支払う³²こととされている³³。

（５）災害共済給付の財政状況

平成30年度の医療費、障害見舞金及び死亡見舞金を合わせた給付実績を見ると（図表5参照）、給付総額は約189億円であった³⁴。

図表5 直近5か年度の災害共済給付勘定の収支状況



(注) センターは、災害共済給付及びこれに付随する業務に係る経理について、その他の経理と区分し、「災害共済給付勘定」を設けて整理しなければならないこととされている。

(注) 「その他収入」とは、免責特約勘定より受入、利息収入、その他収入である。

(注) 「その他支出」とは、一般勘定繰入金である。

(出所) 独立行政法人日本スポーツ振興センター『決算報告書』「災害共済給付勘定」(平成26年度～30年度)を基に作成

²⁹ 施行令第16条

³⁰ 要保護者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、準要保護者は、要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものとされている（センター法第29条第2項）。

³¹ センター法第29条第2項

³² センター法第18条。なお、同条では、すでに公立学校設置者がセンターに共済掛金の額を支払っている場合は、免除額に係る補助金相当額を公立学校設置者に返還することとされている。

³³ 会計検査院『平成30年度決算検査報告』171頁参照

³⁴ 給付総額には、供花料の支給1,700,000円(10件)、へき地通院費の支給5,291,000円(2,474件)を含む。東日本大震災特別弔慰金の支給件数は0件であった(独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部『平成30年度(2018年度)災害共済給付状況』)。

2. 災害共済給付制度のあゆみ

(1) 災害共済給付制度が誕生するまで

ア 背景

戦前における学校災害に関する救済法制は極めて不十分であり、徐々に民法に基づく国・地方公共団体の賠償責任が認められるようになっていった。戦後は国家賠償法が制定されたが、依然として救済法制は不十分であったとされる³⁵。

昭和 20 年代後半から 30 年代前半にかけて学校の活動中に多数の死傷者を出す集団的重大事故や死亡事故が相次いで発生した³⁶ことを踏まえ、学校の管理下の災害に対する関心が高まり、都道府県や市町村等の単位で学校での児童生徒等の災害に対して補償を行う組合等が発足した³⁷。その後、学校安全会構想³⁸が生まれ、各県に学校安全会が設立された³⁹。また、関係機関等により、国に対し、学校の管理下の災害に対する給付や学校安全に関する事業を国家レベルで実施すべきであるという要請がなされ⁴⁰、救済法制の制定に向けて運動が進められた。

このように、法制度ができるまでの間、応急的措置として任意団体から財団法人を設立し、学校の管理下において発生した災害に対する給付事業を行ってきたという経緯がある。いずれも、小学校、中学校、高等学校、幼稚園を対象としており、一部では保育所を対象にしているところもあったとされる⁴¹。

イ 日本学校安全会法の成立

こうした中、日本学校安全会法案が、昭和 34 年に国会に提出された⁴²。同法案は、災害共済給付は、義務教育諸学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て日本学校安全会（以下「安全会」という。）との間に締結する契約により行うものとする、共済掛金は、学校の設置者が安全会に対して支払わなければならないこと、学校の設置者は保護者から共済掛金の額のうち一部を徴収することを原則とすること、国は安全会に対して事務費の一部等を補助すること等をその内容としていた。高等学校及び幼稚園の

³⁵ 学校事故研究会『学校事故の法制と責任』（総合労働研究所 1977 年）232 頁

³⁶ 神奈川県相模湖において遊覧船が沈没し、修学旅行中の中学生 22 名が死亡（昭和 29 年 10 月）、高松港の沖合で連絡船が沈没し、修学旅行中の小・中学生 100 名を含む乗客 168 名が死亡（昭和 30 年 5 月）など（独立行政法人日本スポーツ振興センター大阪支所機関誌『KANSAI 学校安全 2011 第 6 号』（平 23.2.28）18 頁）。

³⁷ 最初に設立されたのは、島根県学校児童生徒傷害補償組合であるとされる（学校事故研究会『学校事故の法制と責任』（総合労働研究所 1977 年）149 頁）。

³⁸ 事業主体は財団法人、設置単位は都道府県、財団は災害の防止など学校安全に関する事業を行うとともに、学校管理下における災害に関し見舞金を贈る事業を行うことを目的とし、目的に賛同する者および P T A 等の団体からの寄付を仰ぐこと等とされている（学校事故研究会『学校事故の法制と責任』（総合労働研究所 1977 年）150 頁）。

³⁹ 財団法人組織による学校安全会は、昭和 33 年末頃までに、大分県、島根県、愛知県、岐阜県、静岡県、長野県、三重県、宮崎県、福岡県、岡山県、広島県、高知県、山梨県、富山県、兵庫県、鹿児島県、群馬県、山口県、長崎県、神奈川県 の 20 県で設立されていたといわれる（学校事故研究会『学校事故の法制と責任』（総合労働研究所 1977 年）151 頁）。

⁴⁰ 独立行政法人日本スポーツ振興センター大阪支所機関誌『KANSAI 学校安全 2011 第 6 号』（平 23.2.28）18 頁

⁴¹ 第 31 回国会衆議院文教委員会議録第 15 号 4 頁（昭 34.3.24）、第 33 回国会参議院文教委員会議録第 6 号 1 頁（昭 34.12.1）

⁴² その目的は、学校教育の円滑な実施に資するため、学校安全の普及充実に関する業務を行わせるとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に関して必要な給付を行わせるため、日本学校安全会を設立しようとするものとされていた。

管理下における生徒及び幼児の災害についても、義務教育諸学校の場合に準じて災害共済給付を行うことができることとされていたが、共済掛金は原則として全額を保護者から徴収するものとされていた。

衆議院では、事故が起きた際の責任の所在、共済掛金の考え方、社会保険との関係等が議論された。また、保育所における児童の災害についても、当分の間、幼稚園と同様に取り扱い、災害共済給付を行うことができるようにすること等の修正がなされた。

参議院においても、共済掛金の負担、共済掛金の額、共済掛金を免除できる者の範囲、徴収事務等の実施部署、事務費の負担、災害の範囲等について議論がなされ、法案は衆議院修正のとおり成立した⁴³。

(2) 日本学校安全会法施行後の沿革

日本学校安全会法（昭和 34 年法律第 198 号）に基づき、昭和 35 年 3 月 1 日に特殊法人日本学校安全会が設立され、同年 4 月 1 日から災害共済給付制度が開始された。

災害共済給付制度は、義務教育諸学校の児童生徒の共済掛金は保護者と学校の設置者が負担し、国は安全会に対し事務費の一部を補助するなどして、「国、都道府県、学校の設置者及び児童・生徒等の保護者がそれぞれ役割を分担し協力して行う共済制度」⁴⁴として実施されていた。

その後、安全会は、数度の統合等を経て、平成 15 年 10 月 1 日にセンターとなった。災害共済給付に関する業務については、昭和 53 年に災害共済給付への国庫補助が開始されたことにより国による救済の充実が図られ、また、平成 17 年にはセンターにおいて災害共済給付オンライン請求システム⁴⁵を導入することで、事務の簡略化や効率化が図られてきた。

そして、学校安全支援に関する業務については、昭和 40 年から学校の管理下における災害について調査を開始し、平成 20 年から災害共済給付の実施によって得られる災害事故情報を活用した学校安全支援業務を開始して学校安全の普及充実にも取り組んできた。

災害共済給付制度に関する主な沿革は以下のとおり（図表 6 参照）である。

⁴³ 第 33 回国会参議院本会議録第 15 号（昭 34. 12. 11）

⁴⁴ 学校事故研究会『学校事故の法制と責任』（総合労働研究所 1977 年）53 頁。なお、都道府県の教育委員会は、当分の間、都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲内で、所属の職員を安全会の従たる事務所である各都道府県支部の事務に従事させることができることとされていた。

⁴⁵ 事務の簡略化及び効率化を図ることで迅速な給付等を行うことを目的に導入された。名簿更新や医療費等の支払請求等について、インターネットを利用したオンラインによる手続が可能となる。また、災害に関わる統計表やグラフを簡単に出力することが可能となり、情報提供にも役立つものである（独立行政法人日本スポーツ振興センター『令和元年度学校安全・災害共済給付ガイド』）。

図表6 災害共済給付制度に関する主な沿革

年月日	内容
昭和 35 年 3 月 1 日	日本学校安全会設立
昭和 35 年 4 月 1 日	災害共済給付制度開始
昭和 40 年 4 月 1 日	学校の管理下の災害－基本統計－調査開始
昭和 43 年 4 月 1 日	高等専門学校を加入対象に追加
昭和 47 年 5 月 15 日	沖縄本土復帰、沖縄県支部設置
昭和 49 年 4 月 1 日	生花料（現在は「供花料」）の支給開始
昭和 50 年 4 月 1 日	通学中の障害・死亡見舞金額を 1/2 とする規定を新設
昭和 51 年 4 月 1 日	医療費の支給に高額医療費（現在は「高額療養費」）との調整規定を新設
昭和 53 年 4 月 1 日	非義務教育諸学校の共済掛金に設置者負担制度を新設 突然死に対する死亡見舞金支給規定を新設 免責の特約制度（注 1）を新設、本部審査会・嘱託専門員制度を新設 災害共済給付勘定への国庫補助制度を新設
昭和 57 年 7 月 26 日	日本学校健康会設立（日本学校安全会と日本学校給食会が統合）
昭和 61 年 3 月 1 日	日本体育・学校健康センター設立（日本学校健康会と国立競技場が統合）
平成 5 年 4 月 1 日	学校事故防止対策に関する実践的研究を開始
平成 6 年 10 月 1 日	入院時食事療養費の標準負担額の支給を開始
平成 7 年 4 月 1 日	学校安全普及啓発体制強化事業の開始
平成 9 年 9 月 1 日	外来に係る薬剤一部負担額の支給制度の新設（平成 15 年 4 月 1 日に廃止）
平成 11 年 4 月 1 日	へき地にある学校の児童生徒に対する通院費支給制度を新設
平成 12 年 4 月 1 日	学校安全研究推進事業を開始（総合的な事業として新設）
平成 15 年 10 月 1 日	独立行政法人日本スポーツ振興センター設立（日本体育・学校健康センター廃止）
平成 17 年 4 月 1 日	支所再編（注 2）、災害共済給付オンライン請求システム導入
平成 20 年 4 月 1 日	学校安全支援業務を開始
平成 23 年 6 月 17 日	東日本大震災特別弔慰金を新設
平成 27 年 4 月 1 日	認定こども園、特定保育事業を加入対象に追加
平成 28 年 4 月 1 日	義務教育学校を加入対象に追加
平成 29 年 4 月 1 日	高等専修学校、一定の基準を満たす認可外保育施設、企業主導型保育施設を加入対象に追加
平成 31 年 4 月 26 日	年度途中で経営を開始した保育所等における契約締結期限・共済掛金支払期限を設定

（注）改定や給付等の変更に関する内容は省略し、新設及び新規に開始された事項を中心に整理している。

（注 1）学校の管理下における児童生徒の災害について学校の設置者に損害賠償責任が発生した場合に、センターが災害共済給付を行うことにより、その給付の価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約。学校の設置者は、災害共済給付契約に免責特約を付けた場合、図表 2 の共済掛金の額に児童生徒 1 人当たり 15 円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は 2 円）を加えた額をセンターに支払うことになるが、免責特約に係る掛金の額は全額学校の設置者の負担となる。

（注 2）47 都道府県支部を 6 支所（仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）に再編。

（出所）独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ等を基に作成

このうち、災害共済給付制度への加入対象についてみると（図表 7 参照）、義務教育諸学校を中心に創設された制度は大きな広がりを見せている。これは、学校に関する法律や制度の改正、あるいは待機児童問題といった時代の変化に対応する形で災害共済給付制度に加入できる対象についても改正がなされてきたものである⁴⁶。

⁴⁶ 衆議院文部科学委員会（平 29. 3. 22）及び参議院文教科学委員会（平 29. 3. 30）において、ベビーシッター事業等についても加入対象となるよう引き続き検討を行う旨の決議・附帯決議がなされている。

図表 7 加入対象となる学校と加入対象となった時期

加入対象となる学校		加入対象となった時期
義務教育諸学校	小学校 中学校 義務教育学校 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び 中学部	昭和 35 年 4 月 1 日～ 昭和 35 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 11 年 4 月 1 日～ 昭和 35 年 4 月 1 日～
高等学校	高等学校（全日制・定時制・通信制） 中等教育学校の後期課程 特別支援学校の高等部	昭和 35 年 4 月 1 日～ 平成 11 年 4 月 1 日～ 昭和 35 年 4 月 1 日～
高等専門学校		昭和 43 年 4 月 1 日～
幼稚園	特別支援学校の幼稚部 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分	昭和 35 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 4 月 1 日～
幼保連携型認定こども園		平成 27 年 4 月 1 日～
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科・夜間等学科・通信制学科）	平成 29 年 4 月 1 日～
保育所等	児童福祉法第 39 条に規定する保育所 保育所型認定こども園 幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分 地方裁量型認定こども園 特定保育事業を行う施設 一定の基準を満たす認可外保育施設 企業主導型保育施設	昭和 35 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 4 月 1 日～

（注）国立、公立、私立の別を問わない。

（注）太字は、平成 27 年度以降に加入対象となった学校である。

（出所）独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ等を基に筆者作成

3. 近年の災害共済給付制度に関する指摘

（1）「災害共済給付事業の今後の在り方に関する検討会議」報告書

ア 概要

文部科学省は、平成 28 年度文部科学省行政事業レビュー「公開プロセス」の結果⁴⁷を踏まえ、平成 28 年 9 月に「災害共済給付事業の今後の在り方に関する検討会議」を設置し、平成 29 年 8 月 31 日に同会議の取りまとめ結果である「災害共済給付事業の今後の在り方に関する検討会議報告書」（以下「検討会議報告書」という。）を公表した⁴⁸。

検討会議報告書では、災害共済給付制度に加入している設置者の 91.3%が共済掛金の水準を「妥当」としている一方、加入していない設置者の 14.3%が「掛金が高い」ことを未加入の理由としていることが示された。そして、民間保険会社等で災害共済給付を実施した場合には現状よりも国費投入額が減少する可能性が低いことが示され、現行の災害共済給付事業については、給付水準等の在り方、地方公共団体がそれぞれ実施する医療費助成制度との調整、制度の適正性の確保等が課題とされた。

⁴⁷ 災害共済給付事業について、民間実施の可能性について同一条件で比較・検討を行うべきなどの指摘がなされ、事業全体の抜本的な改善を図るべきという評価がなされた。

⁴⁸ 検討会議報告書<http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1339096.htm>は、新日本有限責任監査法人が平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月に実施した委託事業の調査結果も踏まえて取りまとめられた。調査の対象は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校及び義務教育学校の全設置者（総数：3,105）であり、2,462 設置者から回答があった（回答率 79.3%）。

このうち、医療費助成制度との調整については⁴⁹、災害共済給付制度に加入している設置者の 58.6%が「災害共済給付制度を使用している」と回答しているものの、28.4%の設置者が「どちらを使用するか決めていない」と回答するなど、両制度のすみ分けについては統一的な取扱いがなされていないことが示されている。そして、医療費助成制度が全国的に普及している現状を踏まえると、医療費助成制度の実施状況を踏まえた掛金等を検討することなどが課題であるとされている。

また、制度の適正性の確保については、災害共済契約の締結に際し、設置者が保護者の同意を得ることとされているにもかかわらず、毎年同意取得を行っているのは小学校で 13.6%、高等学校で 7.9%等となっており、さらには保護者に「知らせていない」設置者も見受けられる⁵⁰ことなどから、設置者に対する同意取得の徹底を行うことが必要であるとされている。

イ 考察

検討会議報告書は、災害共済給付制度の現状と課題を提示するものとして有益であるが、調査の対象が主に設置者となっていて⁵¹、制度の当事者である保護者や実質的な事務を担う学校に対する調査がなされていない点に留意する必要がある。

上記アのうち、医療費助成制度との調整については、両制度のすみ分けを整理するためには、請求手続に係る保護者や設置者等の事務負担の軽減等考慮すべき点が多く、慎重に検討を重ねる必要があるだろう。今後、検討会議報告書を踏まえつつ、各地方公共団体における医療費助成制度やそのすみ分けの状況、保護者の意向も把握しながら、現状に即した調整がなされることを期待したい。

また、契約締結に係る保護者の同意は、保護者が掛金を支払う当事者であることや災害共済給付を受ける権利者であるという点に鑑みれば、契約の基盤となる重要な要素である。センターは、「加入同意書参考例」を公表するなどして同意の取得徹底を図っているが、保護者の制度への理解を促進する観点と合わせ、同意の取得状況を今後も確認していくことが必要ではないだろうか。

(2) 総務省行政評価局調査における勧告

ア 概要

総務省行政評価局は、女性の社会進出等に伴って保育施設等⁵²を利用する児童が年々増加していることや⁵³、保育施設等は量的な拡大と同時に保育従事者の安全管理に関する知識等を向上させるなどの質的な面を充実させることが重要であること、重大事故の件数が平成 24 年～28 年までの 5 年間に全国で 1,435 件⁵⁴発生していたこと等を踏まえ、

⁴⁹ 行政事業レビューでは、災害共済給付制度の掛金額が、医療費助成制度の有無にかかわらず同一であることなどを踏まえ、両制度の関係性を整理すべきとの指摘があった（検討会議報告書 8 頁）。

⁵⁰ 小学校 3.1%、中学校 3.8%、高等学校 3.6%、特別支援学校 1.4%

⁵¹ 検討会議報告書によれば、学校現場の業務負担を考慮して設置者へのアンケート調査としたとされている。

⁵² 保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設

⁵³ 平成 29 年 4 月時点の保育施設等の利用者は、約 255 万人（総務省行政評価局『子育て支援に関する行政評価・監視—保育施設等の安全対策を中心として—』結果報告書（平成 30 年 11 月 9 日）1 頁）。

⁵⁴ 平成 24 年から 28 年までの過去 5 年間で国に報告のあった保育施設等における骨折等の重大事故の件数。う

保育施設等及び行政機関における安全対策の取組状況等を調査し、その結果を取りまとめ（以下、取りまとめで公表された報告書を「評価・監視報告書」という。）、平成30年11月9日に内閣府及び厚生労働省に対して勧告を行った。

同調査では、治療期間30日以上骨折等の重大事故⁵⁵について、一部の保育施設等・地方公共団体では事故範囲の誤認等により国に未報告の事案があったことが明らかになった⁵⁶。このため、重大事故の範囲の明確化、地方公共団体の監査の機会等を通じた重大事故の報告状況の確認を要請することが勧告の一つとされた。そして、災害共済給付制度に加入し、当該給付請求を行ったことのある保育施設等については、請求に当たって作成された書類⁵⁷により、事故の発生状況等が確認できるため、地方公共団体による監査の機会等に、同書類を基に重大事故に該当する事故が発生していないかを確認することは、保育施設等における重大事故の報告の的確な実施を確保する上で有用な取組の一つであるとされている。

なお、総務省行政評価局は、令和元年11月14日に勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要を公表した。その中で、内閣府及び厚生労働省は、文部科学省とも情報交換を行いつつ、令和元年度中には関連の監査に係る各種通知を改正する予定であること、改正に当たっては、保育施設等における災害共済給付等の保険給付の請求に係る資料を活用して、重大事故の報告状況を把握する方法があることを地方公共団体に例示すべく検討を進めることなどの改善措置状況が示された⁵⁸。

イ 考察

災害共済給付制度そのものの調査ではないが、災害共済給付制度が保育施設等における重大事故の把握にも活用されることが示された⁵⁹。災害共済給付制度への加入が前提となるが、地方公共団体における監査の機会及び保育施設等が行う日頃の安全への取組において災害共済給付の請求事例の活用を意識した対策が講じられることが望ましい。今後の内閣府及び厚生労働省の通知の改正等により、地方公共団体における重大事故の報告状況の把握に災害共済給付の情報がどの程度活用されていくか注視していきたい。

また、評価・監視報告書で指摘されている書類の活用に加え、センターが提供する学

ち死亡事故は81件（評価・監視報告書1頁）。

⁵⁵ 死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う全ての事故

⁵⁶ 保育施設等は、事故が発生した場合、市町村又は都道府県に報告することとされており、このうち重大事故については、内閣府、文部科学省及び厚生労働省による連名の通知により、事故の再発防止のための事後的な検証に資するため、市町村又は都道府県を経由して国に報告するよう要請されている（評価・監視報告書62頁）。

⁵⁷ 保育施設等が記入する「災害報告書」、医療機関等が記入する「医療等の状況」等がある。

⁵⁸ 総務省行政評価局『子育て支援に関する行政評価・監視－保育施設等の安全対策を中心として－の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要』（令和元年11月14日）9頁

⁵⁹ 評価監視・報告書では、実際に、平成27年度から28年度までの2年間に国に報告した重大事故が1件であった地方公共団体について、未報告となっている治療期間30日以上を要したとみられる事案が60件確認されたとしている（73頁）。また、平成27年度から28年度までの間に発生した事故のうち、平成29年3月までに医療費の給付がなされた事案を基に調査した結果、認可保育施設については災害共済給付が行われた事案の中に、治療期間30日以上を要し重大事故に該当する可能性が高い骨折等の事案が399件みられたなどとしている（74頁）。

校事故事例検索データベース⁶⁰やセンターが発行している学校安全に資する刊行物⁶¹の活用も有益であろう。災害共済給付制度が子どもを預ける環境の安全の確保に寄与する制度としてより一層活用されていくことを期待したい。

(3) 会計検査院による指摘事項

ア 概要

災害共済給付補助金のうち充当補助については、公立学校設置者が、経済的理由によって保護者負担額を納付することが困難であると認められる要保護者又は準要保護者から保護者負担額を徴収しないこととした場合における免除額が補助対象経費となる。そして、センターが充当補助として補助金の交付を受けた場合には、公立学校設置者は保護者負担額と自らの負担額を合わせた額を一括してセンターに支払う際に、免除額に係る補助金相当額を控除した額を支払うこととされている。

平成 30 年度決算検査報告⁶²によれば、センターが各公立学校設置者における実際の保護者負担額の設定状況等を把握していなかったため、以下のような事例がみられた。

- ① センターが免除額を補助対象経費に計上するためには、公立学校設置者が保護者負担額を設定している必要があり、保護者負担額を設定していない場合は免除額が生じないことから補助対象経費に計上できないにもかかわらず、実際には保護者負担額を設定しておらず免除額が生じていないのに、補助対象経費に計上していた⁶³。
- ② 公立学校設置者が保護者負担額の全部又は一部を要保護者等から徴収している場合には、当該徴収している額を補助対象経費に含めることはできないにもかかわらず、保護者負担額の全部又は一部を要保護者等から徴収していたのに当該徴収していた額を補助対象経費に含めていた。

これらの結果、センターは、充当補助として平成 28 年度及び 29 年度に総額計 172,444,935 円⁶⁴の補助金の交付を受けていたが、適正な補助金の額を算定すると計 8,966,282 円が過大に交付されていた。会計検査院は、このような事態が生じた原因について、センターにおいて補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において補助事業の審査及び確認並びにセンターに対する指導が十分でなかったことなどを挙げている。

イ 考察

本件は、災害共済給付制度に関する初めての指摘事項である。充当補助は、制度創設当時から交付され続けている歴史のある補助金であるが、法令等の正確な理解が不十分

⁶⁰ センターは、平成 17 年度～30 年度に災害共済給付がなされた 7,515 件の死亡・障害事例を掲載している（独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ「学校事故事例検索データベース」〈<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Default.aspx?TabId=822>〉）。

⁶¹ 情報誌『学校安全ナビ』、『学校の管理下の災害』等がある（独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ「刊行物一覧」〈<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/467/Default.aspx>〉）。

⁶² 会計検査院『平成 30 年度決算検査報告』171～172 頁参照

⁶³ 公立学校設置者が保護者負担額を徴収しておらず、共済掛金の全額を支払うこととしている場合に、免除額に係る補助金相当額を控除してセンターに支払っていた場合などが考えられる。

⁶⁴ 平成 28 年度 86,421,985 円、平成 29 年度 86,022,950 円

であると補助対象が分かりにくい面がある。本件のような事態が生じた背景には、センターによる法令の正確な理解の欠如があると思われる。特に、②公立学校設置者が保護者負担額の全部又は一部を要保護者等から徴収していたのに、当該徴収していた額を補助対象経費に含めていた事態については、明らかに法令の規定に反しているものであり、今後は法令に基づく適正な補助金の交付を期待したい。

また、センター法では、保護者負担額について「保護者が経済的理由によって納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる」⁶⁵とされているところ、充当補助はこのうち、公立の義務教育諸学校かつ要保護者又は準要保護者にその対象が限定されていることから、今後、充当補助の対象等について検討の余地があると思われる。

4. 災害共済給付制度において検討すべき課題

上記3. で述べたように、災害共済給付制度については、多方面から様々な課題が指摘されている。いずれも重要な検討課題ではあるが、ここでは、共済掛金における負担の在り方に着目して検討すべき課題を提示したい。

(1) 共済掛金における保護者負担額

共済掛金の保護者負担額については、日本学校安全会法案の審議の際から議論になっていた事項の一つである。例えば、衆議院では、共済掛金の保護者負担額について、「政令で定める範囲」⁶⁶において保護者負担額が区々となる可能性があることに疑問が呈された。これに対し当時の文部省は、掛金の分担の問題であるとした上で、なるべく全国均一化するよう考慮していきたい旨答弁している⁶⁷。また、国、学校の設置者及び保護者がそれぞれの立場で資金を出し合う教育的な配慮によって設けられた制度であるという出発点に鑑み、保護者負担については学校安全教育と安全管理に協力と理解を願う意味合いがある旨説明されている⁶⁸。その後も、保護者負担額に関する議論が重ねられてきた⁶⁹。

この点、保護者負担額については、現在でも「政令で定める範囲」内において徴収することとされている⁷⁰にもかかわらず、公立学校設置者が保護者負担額を設定していない結果として免除額が生じていないという例が見られるように、現状でも区々となっている実態であることが推測できる。

しかし、災害共済給付制度が、国、学校の設置者及び保護者の三者による互助共済制度

⁶⁵ センター法第17条第4項ただし書

⁶⁶ 「政令で定める範囲」とは、現在と同じ4～6割（義務教育諸学校）であったとされる。文部省は、法制定前における各都道府県の掛金の実績等を考慮して「政令で定める範囲」を4～6割の間と決定された旨説明している（第58回国会衆議院文教委員会議録第21号5頁（昭43.5.22））。

⁶⁷ 第31回国会衆議院文教委員会議録第14号11～12頁（昭34.3.20）

⁶⁸ 第31回国会衆議院文教委員会議録第17号8頁（昭34.3.27）

⁶⁹ 全国の市町村における義務教育学校の負担割合について、文部省によれば、全額負担している市町村は7.5%、政令で定める範囲内で負担している市町村が92.1%、その他の割合で負担している市町村が0.4%であるとされた（第51回国会参議院文教委員会議録第14号2頁（昭41.4.19））。

⁷⁰ 施行令第10条

であることや教育的配慮のもとに実施されている前提に立てば、法令が予定していた保護者負担額の在り方が実態と乖離していると考えられよう。そこで、これまでの経緯を踏まえつつ、制度の趣旨に即したものとなるよう、全国における保護者負担額の現状を把握し、保護者負担額の在り方を検討する必要があると思われる。

(2) 共済掛金における要保護児童生徒の設定

共済掛金における要保護児童生徒の設定について、義務教育諸学校と保育所等に限定していることに着目したい（前掲図表2参照）。

義務教育諸学校と保育所等に限定されている理由は明らかでないが、昭和34年の日本学校安全会法制定時の背景として、高等学校等に進学すると、生活保護の対象から外れたという事情があったと考えられる⁷¹。しかし、生活保護法による医療扶助は義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒以外にも行われており、また、現在では、就学者のいる生活保護世帯のうち高等学校等に就学中の生徒がいる世帯は40%以上となっている⁷²。

そして、就園・就学の状況についても、幼稚園では日本学校安全会法制定時である昭和34年の就園率が26.8%であったのに対し、令和元年では、幼稚園の就園率が42.6%、幼保連携型認定こども園の就園率が14.3%となり、両者を合わせると約57%の就園率となる。また、高等学校等についても、昭和34年の進学率は55.4%であったが、令和元年には98.8%となっている⁷³。

したがって、災害共済給付制度において、制度創設当時のまま義務教育諸学校と保育所等に限定して要保護児童生徒の共済掛金の額を設定していることについては、現状を踏まえた再検討が求められよう。

おわりに

災害共済給付制度は、時代とともに加入対象の拡充や給付の充実を図りながら現在の制度となっている。いわば「学校安全に関する事業」を災害共済給付及びそれを活用した学校の安全教育支援として実施し続けている同制度は我が国が誇るべき制度であると考えられる。

一方、検討すべき点も多く残されている。本稿では、共済掛金における負担の在り方を中心に挙げたが、給付と負担の観点から見た場合の共済掛金額の妥当性、災害共済給

⁷¹ 昭和44年3月までは、生活保護制度は生存権・最低生活の保障であるため、義務教育を終えた子どもは働いて収入を得るように努めなければならない等とされていた。その後、生活保護世帯の子どもの全日制高校修学が認められたとされる。（宮武正明「生活困難な家庭の児童の学習支援はなぜ大切か―高校就学保障のしくみに至る経過―」こども教育宝仙大学紀要委員会編『こども教育宝仙大学紀要=Bulletin of Hosen College of Childhood Education』（こども教育宝仙大学 2010年）91頁、103頁）

⁷² 厚生労働省「平成29年度被保護者調査」年次調査（個別調査）平成29年7月末日現在 第8-1表「就学者のいる被保護世帯数、就学の状況・級地・世帯業態別」〈<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450312&tstat=000001125455&cycle=7&tclass1=000001125458>〉を基に算出。なお、高等学校及び高等専門学校の就学者を有する世帯について算出しており、専修学校は含んでいない。

⁷³ 文部科学省「学校基本調査」令和元年度（速報）表28「就園率・進学率の推移」〈<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001131823&tclass2=000001131861>〉参照。

付契約における手続きの適正性、他の法令や医療費助成制度との調整状況など、災害共済給付の適正な実施及び公平な運営のために検討すべき課題は多い。災害共済給付制度における創設の経緯や趣旨を踏まえ、これらの課題について整理していく必要があるだろう。

また、制度の実施に当たり、センターをはじめ学校の設置者や保護者といった当事者による法令に対する正確な理解をどのように担保していくかは特に重要な課題であると感じる。制度の原点に立ち返り、再考を重ねながら、令和の時代にふさわしい制度の在り方を検討していく必要があると思われる。

(つしま あきな)